

平成29年度鳥取県地域自立支援協議会（第3回）

日 時 平成30年2月21日（水）

14時から16時30分まで

場 所 倉吉市上井公民館 2階 視聴覚室

（森安障がい福祉課係長） すみません。1人おそろいではないんですけども、日下部委員さんが来られていないのですけども、定刻になりましたので始めたいと思います。平成29年度第3回鳥取県地域自立支援協議会ということで、皆さんお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。では、早速ですが座長からの挨拶いただいて、進めていただければと思います。

1 あいさつ

（光岡座長） はい。じゃあ失礼します。皆さんお忙しいところ、年度末にも差しかかるころですけども、お集まりいただきましてありがとうございます。本日は、次第にもありますように、まず報告事項で4点、それから議事として3点示されています。どれもちゃんと議論していけば時間のかかることだと思いますし、特に議事の障がい者プランにかかることとか、専門部会にかかることとか、それから、そのほか今後の協議会の方向性とか検討のやるべきことについても、いろいろ議論するところがあると思っています。本日は2時間ではなくて、もう30分時間をいただきましたので、2時間半の会議となります。途中、できましたら休憩を1回入れたいと思いますので、皆さん限られた時間でありますけども、忌憚のない御意見いただければと思います。よろしく願いいたします。

2 報告事項

（1）平成30年度鳥取県当初予算について

（光岡座長） では、報告事項からですけども、事務局からお願いいたします。

（森安障がい福祉課係長） はい。では、報告事項4点ございますけれども、上から順番に、平成30年度鳥取県当初予算についてということで、資料は右肩に資料2というものがございすけど、政策戦略要求というものもあるんですね。前回報告させてもらったのは、当初の一般事業ということで普通の事業で、政策戦略事業というのは、若干政策的に重要性があるものとかというもので仕分けをしていて、あとは新しく目玉になるようなものを政策戦略というふうに呼んでいます。大体そういう仕分けをしています。今回御報告するのは、政策戦略を要求した時点の要求のもので重立ったものを報告させていただきます。実際にこれから予算がつくのは、2月の議会を通して3月の末に議決があつてからということになって、それで当初予算、4月以降に向かっていくような形になります。障がい福祉課の小澤課長より、お願いします。

(小澤障がい福祉課長) はい、失礼いたします。鳥取県障がい福祉課長の小澤です。よろしくお願ひします。資料2の障がい福祉課の事業について御説明をさせていただきたいと思ひます。時間もないので、簡単にと思ひます。

1つ目が新規で出しております、障がい者コミュニケーションに係るあいサポート条例推進事業ということで、こちら昨年9月に施行されました、あいサポート条例に基づいて、この障がいのある方の特性に応じたコミュニケーションを支援するというこゝで、いろいろな事業を一くくりに行っているものでござひます。上から、障がい者の居場所づくりに対する支援ということで、これは県内の、そういう予算で、障がい者の方が集まるようなサロンをやっているところに、県2分の1で補助するというものでござひます。これ、昨年の6月の補正でも要求させていただいているものでござひます。それから、イは、難聴者向けのコミュニケーション学習会の開催支援ということで、これもそういった難聴者向けの学習会などを行うところに支援を新たにさせていただくということで、新しい事業ということ。それから、ウの失語症者向け意思疎通支援者に係る指導者の養成、これも国のほうで今、失語症者の対策の問題、行っていこうという流れがござひまして、それに向けて、国の研修への派遣費用であるとか研修会、県内で行う研修会の費用というものを計上させていただいているものでござひます。それから、エの重度心身障がい児・者のコミュニケーションに係る情報発信ということでござひますが、重度の障がいをお持ちの方も、いろいろなコミュニケーションの仕方があるということで、そういうことを事例集を用いて情報発信をお願ひできないかなという、これも新たに行わせていただくものでござひます。それから、オの盲ろう者支援に係る検討ということで、こちらについては、盲ろう者の方の居場所づくり、今、盲ろう者センターさんとも相談をさせていただいているんですが、なかなか県内でどういふ形で行っていくのかということが議論になっていて、なかなかそこが定まってないところござひまして、そういったグループホーム、盲ろう者向けのグループホームをつくるのがいいのか、それとも、その地域の中で受け入れていくのがいいのか、そういったことを先進地視察や意見交換を行いながら検討していくということで、調査を進めるものでござひます。

続きまして、2番目の障がい者を地域で支える仕組みづくり事業ということでござひます。こちら、県内でモデル圏域として、その中で基本的には精神障がいのある方に対する支援困難な方、その方に対するちょっと手厚い支援みたいなのができないかということで、試行的に圏域をさせていただくということで、本年度から新規で導入をさせていただくものでござひます。めくっていただいて、2ページ目ごらんいただきますと、概要を書いてござひますけれども、一応そういった研究、支援の方法・ノウハウ蓄積ということで、モデル圏域を設定してやっていくという形で、(ア)の部分を見ていただきますと、地域協働相談支援ということで、これは支援が困難な事案につきまして、家族等へのケアも含めまして、そういったさまざまな、医療機関のお力を借りながら家庭訪問等を通じて協働支援というのを幾つか件数をピックアップをして行うということをお考えさせていただいているところござひます。それから、(イ)の地域で支える支援としてのピアカウンセリング強化ということで、こちらについては、なかなか支援困難な方を抱えていらっしゃる御家族の方、負担が大きいということもござひまして、そういった同じような方を抱えていらっしゃる御家族の方のピアカウンセリングというものを、少し強化をしてやらせていただ

きたいということで要望させていただいているところでございます。それから、(ウ)は、地域で支える支援に対応した支援員の育成研修ということで、こちらについては、なかなか支援困難な事例に対する職員さんの対応というのは、講習などではなかなか補えない部分もあるというふうに聞いておりますので、そういった支援困難な方のところに行く際に、同行するような形で一緒に行っていただき、その際の費用みたいなところを、少しいただきたいということで要望させていただいているところでございます。

それから、イの障がい者に対応した地域で支える仕組み構築支援事業というのは、これは国の事業の中で、精神障がい者に対応した地域包括ケアシステムをつくるということでの事業がございまして、その中で、国のアドバイザーの派遣、それから、都道府県の密着アドバイザーというのをつくり、そして、その圏域の中で協議の場を開催をして、地域包括ケアをつくっていくということも検討していくということ、国の事業も生かしてやらさせていただくということを考えていただいているものでございます。

続きまして、3点目のとっとりモデルの共同受注体制構築事業でございますが、こちら基本的には就労の関係ということで、ワークコーポとっとりの中・西部で、ワークコーポと通りの共同作業場をまた中・西部のほうにも展開をしていくという中で、その強化をするための支援をやっていくと、ことし何とかということで。それから、3ページのほうに入りますが、新規といたしましては、共同作業場に來られた事業所の利用者の方に、事業所のほうに奨励金のほうを出して、共同作業場での試行的な作業利用を図っていただくということを考えているものでございます。以上でございます。

(高田子ども発達支援課長) はい。続きまして、子ども発達支援課です。3ページをお願いいたします。1つ目といたしまして、医療的ケア児者受入環境整備事業ということで、拡充にはなっているのですが、こちら、もともとありました事業に2つの新規要望をつけ加えて、大きく3つの事業を1本という形でさせていただいてまして、(3)のAのところですが、障がい児者在宅生活支援事業で拡充ということで、これは今までもずっと県と市町村等で補助をしたものなんですけども、これにつきまして一部拡充を行っています。(ア)の看護師等配置助成事業ですが、こちらにつきましては、今まで対象を医療的ケアが必要な重症心身障がい児者としておりましたけども、重症心身障がいという項目を取りまして、日常的に医療的ケアを要する障がい児者を対象という形で対象者を拡大しているものと、今までは看護師配置だけを対象にしていましたが、訪問看護等を利用された場合についても、その経費を対象にするということにしております。この中にはちょっと書いておりませんが、これまで放課後等デイサービスと生活介護を対象にしておりましたが、就労継続B型についても同じく看護師を配置する場合ですとか、訪問看護を利用する場合については、補助の対象とするようにしております。(イ)の医療機器の購入助成事業につきましても、対象者を同じく日常的に医療的ケアを要する障がい児者ということで拡充をしています。(ウ)の補聴器の購入等助成事業ですが、こちらのほうにつきましては、いろいろ御意見をいただいて拡充をしてきてるとこなんですけども、来年度につきましては、補聴器の中でFM補聴システムも対象にしてほしいという声がありましたので、これについて補助の対象にするということで、拡充を図る予定です。あと、(エ)から、次もはぐっていただきまして

(ケ) までは、これについては今までどおりずっと補助を行っていたもので、こちらは今回の変更点のほうはございません。4ページのイということで、新規で医療的ケア児等コーディネーター養成事業ということでございます。こちらのほうにつきましては、来年度、県のほうでコーディネーターの養成を行うということで、新規に事業を行うように要望しております。また、その詳細については、今後これから詰めていくというような格好になると思います。あわせて最後、ウのところですが、医療的ケア児等と家族のための大山リゾートキャンプ事業ということで、来年ちょうど大山開山1300年ということもありまして、これに合わせまして医療的ケアが必要な障がい児者の家族の人を対象にしたリゾートキャンプというものを大山のほうで開催したいということで予定をしております。目的としては、ここに書いているんですけども、社会参加と自立という部分と、あとは保護者の身体的な部分の負担軽減と、あとはやはり、そういう医療的ケアが必要な障がい児者の方に対する理解・啓発を深めるということで、そういう事業を計画したところであります。

2つ目のほうの新規事業ですけども、小児・医療的ケア児等に係る人材確保事業ということで、こちらのほうにつきましては、いろいろな機会でも、非常に福祉事業所のほうで人材が不足しているというか、人材確保が必要だという声をいろいろ聞いておりましたので、それを念頭にいろいろ事業所のリーダーシップですとか、理解・啓発事業を通して人材確保につながらないかなということで、事業を検討しているものであります。大きく3つで、1つはそういう事業所のPRということで、いろいろインターネット等なんかも使って、あとSNSを使ったりという形で事業所のPRを行ったりですとか、県外のほうからそういった人材的な部分も行って、県内の事業所のほうに就職なりという、就職していただくというようなことを期待できないかなということで考えておりますし、まずは、そのヘルパーのスキルアップというところで、なかなかこれは医療的ケアが必要な方の支援ということで、なかなか対応できるヘルパーさんがそんなに多くないということで、実際に現場というのがそういう研修会を通してヘルパースキルとか、ヘルパーさんを養成し、そういうマンパワーに力を入れていこうということで考えておりますし、最後の部分につきましては、県内の看護学校などで、看護大とかになるのかと思うんですけども、そういうところで医療的ケア児に係る講義等を行っていただいて、あとは実際にそういう受け入れをしていただいている事業所などで現場実習等々していただいて、実際にそういう事業所へ就職できるかということで働いていただくことに、またできればなということで考えております。

最後に5ページですけども、こちらのほうも新規事業ということで、中部療育園の移転整備事業です。新聞等で見られた方もあるかもしれないんですけども、今の中部療育園はできてから十二、三、14年たちまして、かなり狭くなっているということもありまして、今回、もとの倉吉市立河北中学校のほうに移転整備を行うということで考えております。選定理由につきましては、その3の(イ)のところで書いているとおりで、交通の便ですとか、広さ的なことも踏まえて、いろいろ検討会を設けた中で協議等いろいろ話をしていただいた結果、河北中学校がいいということで整備をしたいというふうに思っています。今後のスケジュールですけども、来年度が移転・整備に向けた建築設計の予算を来年度とっておりまして、再来年度、31年度には工事に着手をして、32年には新しい場所での始業ということを考えているところです。以上です。

(光岡座長) はい、ありがとうございます。今の来年度の当初予算のことについての説明ですけど、皆さんから御質問などありましたらお願いします。いかがでしょうか。私、質問していいですか。4ページの人材確保の事業なんですけど、ここは小児・医療的ケア児等に係るとあるんですけど、もう少しちょっと詳しく教えてもらいたいですけど、先月か先々月か、施策推進協議会があったときにも、私も傍聴してたんですけど、人材確保の話があって、人材育成っていうのがここにあるんだけど、人材確保がそもそもなかなか進まない中で、人材育成っていうことの前に人材確保が必要じゃないかという御意見があったんですけどね、その前か後とかは別にして、人材確保が進まないことには変わりではなくて、ここで言うその人材確保のターゲットがどこにあるのかということ、もう一度言ってもらえますか。

(高田子ども発達支援課長) はい。その推進協議会のときにも、少し考えていて、そっちのほうで検討させていただいたんですけども、今、この事業のことを指しておりますけども、もちろん頭には、小児・医療的ケア児等に係るとは書いておりますけれども、一応ターゲットとしては、必ずしもそこだけにしてるわけではなくて、障害福祉サービスとか、障害児通所支援サービス全般ということで、今考えています。なので、専門資格、その看護師とか、現場職員なり、医療機器もなんですけれども、いわゆる普通の生活支援員さんとか指導員さんとかも、一応幅広く対象には考えています。

(光岡座長) ということらしいんですけど、皆さんは何かありませんか。縦割りの話になると嫌なんですけど、子ども発達支援課がこれをされるということで、医療的ケアとか児童とかじゃなしに、何か冠がなってるんじゃないかなと思うんですけども、そうではなくて、障がい者、障がい児者の支援に携わる人材確保という意味でやっていただきたいなって思うんですけど。

(高田子ども発達支援課長) 一応、そういうつもりでやります。特に小児だけに限定してもなかなかよくないですし、別に小児の部分だけ、障がい児の部分だけそれをして仕方がないので、ここは幅広く一応範囲を広げてですね。

(光岡座長) はい。ということのようですけど、いいですか。

(宮倉委員) いいですか。宮倉です。4ページのイのところの医療的ケア児等コーディネーター養成事業というところで、前にいただいた資料には県内19市町村でしたか、配置をしていくというようなのだったと思うんですけど、例えば中部に配置する場合にそのコーディネーターというのは、例えばどういった場所というか、にこう配置をしていくというのか、何かお考えがあるんですか。

(光岡座長) 1の事業のことですね。1の事業のイのところですね。

(宮倉委員) ですね、はい、はい。

(森安障がい福祉課係長) コーディネーターは実は障害児福祉計画にもかかわりがあることなんです。

(高田子ども発達支援課長) 県のくくりにおいては、市町村で各決める形なので、県としては養成事業を行って、このコーディネーターを養成していくんですけども、実際そのコーディネーターさんをどういう形で配置してどういう活用していくかというのは、基本的には市町村さんで考えていただく内容になるのかなと思っています。

(光岡座長) ちょっとまず配置状況を教えてもらいたいですけども。

(高田子ども発達支援課長) 今多分、研修会養成してないので、この形で置いていくことはないといえますか。

(森安障がい福祉課係長) 今動いている。

(光岡座長) これから。

(森安障がい福祉課係長) そうですね、はい。

(高田子ども発達支援課長) 来年初めて、このゴールデンウィーク初めぐらいでかかっていく形。

(光岡座長) 宮倉委員、何か要望などとか。

(宮倉委員) いえいえ、それこそ、前、お話がありましたけれども、それこそ東・中・西、拠点を合計、2人ぐらい出すという、共同作業所だとかもありますし、なかなかコーディネート難しさということがあって、西部のほうの課題として出てきておりますし、実際に受け入れるに当たるといいますか、寮といえますか、不足しているところはあります。そういうところで、実際にこうアンケートもとっておられるんですけど、それ以外にいろんな課題を抱えている家庭もあると思うので、そのあたりをこう十分聞き取っていただきたいなというような気持ちはあります。

(光岡座長) はい。じゃ、これから配置ということなんですけど、市町村とか地域と連携とりながら進めていただければと思います。はい。人材確保のこともよろしく願います。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(2) 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について

(光岡座長) じゃ、また戻っていただいても結構なんですけれども、じゃ次に(2)の報酬改定のことを願います。

(森安障がい福祉課係長) はい。では、右肩に資料3と書いてある、こういう資料があると思いますので、これを1枚お開きいただいて、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容ということで、前回の協議会でもお話がちらっと出たんですけども、平成27年度に前回の大幅な報酬改定があって、今回はこの3点主に、障がい者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児への支援や就労支援サービスの質の向上などの課題に対応という1点目。その2点目、総合支援法と児童福祉法の改正によって創設された新サービスの報酬や基準を設定することと、あとは持続可能な障害福祉サービスの提供をすることを念頭に、厚生労働省と財務省とが折衝した結果、改定率が0.47%の中で、この大体大きな5点を踏まえた改正が行われるということになってます。事業所さんとか市町村向けには、3月の中旬にこの内容、細かな内容を御説明するつもりですけども、5点ありまして、この障がい者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行、地域生活の支援ということでございます。これに関しては、新たな自立生活援助のサービスがつけ加わるということと、あとはグループホームの新たな類型を創設することなどが主なものとなっています。医療的ケア児への対応、ずっと出てきているんですけども、看護職員の配置を評価するような加算を創設したりですとか、障がい児の通所サービスについても、障が

い児の利用者の状態やサービスの提供時間に応じた評価を行うとか、あとは新たなサービスの報酬を設定する。3点目、右のほうに行っていたら、精神障がい者の地域移行の推進ということで、グループホームでの受け入れに関する加算を設定したりとか、地域移行支援における地域移行実績等評価をするんですとか、そういったことを重点的にする。あとは、ずっと県内でもいろいろ課題になっていたりするんですけども、就労サービスにおける工賃の向上とかっていうことも、ちょっと1つの課題になっていますので、目標工賃達成加算という、ずっと右肩上がりでない評価されない加算ってのがあったんですけども、それが変わったりですとか、あとは一般就労への定着実績に応じたような、実際にサービスの成果を上げたところに報酬を出すような形になってますとか、就労定着支援で一般就労した後に、フォローアップをするためのサービスということができたんですけども、そのサービスを設定するとかっていうことです。最後に、その報酬改定率にもかかわるんですけども、障害福祉サービスの持続可能性の確保ということで、さまざまな横断的な話で、送迎加算の見直しですとか、ちょっと前にもあったんですけども、食事提供体制加算は一応継続にはなるんですけども、それも今後も検討しますよということ。あとは、ちょっと大きなところでいうと、計画相談に関して、さまざま、上限が決まったりだとかっていうことになります。さまざまなその細かな話は見ていただければと思うんですけども、めくっていただいて、本当に最後のほうにあると思うんですけども、相談支援、皆さん、相談支援の方も結構おられるので、今言った計画相談に関してはモニタリングの期間が基本的には今の大体倍の頻度になるような形になったりとか、相談支援専門員の1人当たりの相談件数というか、標準件数の設定をして上限を決めるだとか、あとは特定事業所加算を比較的とりやすくするとかっていうことで、基本報酬自体は下がるんですけども、加算はとれますよというようなこの説明になっているんですけども、ここにおいても様々多分検討が必要な状況にあると思います。細かな話で言うと、例えばセルフプランの問題があって、今はやむを得ずセルフプランにしている人っていうのは全国的にも幾らかおられるんですけども、その方々が本気でセルフプランでやらないと、やりたいと自分で思っているのかどうかのアセスメントをするんですとか、あとは、もしそれがセルフプランにやむを得ずなっているのであれば、それが、その地域に計画相談が足りないからじゃないかっていうようなこともちゃんと考えないといけないというような、市町村に対してこういったことをしてくださいっていう通知が多分3月の下旬だか4月に出てくるのかなというふうに思っています。ちょっとざっとした御説明なんですけれども、まだ内容を全部精査、こちらでしているわけではないですけども、例えばその看護職員の配置だとかっていうのも、医療的ケアって一言に言うんですけども、実はスコア化されていて、どんな医療的ケアだと何点ってあって、それで合計すると何点以上にならないと、この加算要件になっていないとか、その医療的ケアが必要な子どもさんが何人通ってないと、その加算要件にならないとかっていうことがあって、実際のところはどうかかっていう部分もちょっとあるのかなというふうに、ちょっと見ているところです。そのサービスごとの収益率があって、それで適正化ってことを言われるんですけども、一方でその就労事業所においては、工賃、さっきの目標工賃達成加算ではなくて、工賃ごとの評価をされるっていうことになっていたり、放課後等デイサービスも全体的に減額になっているっていうところで、それを主に重度の方とか高齢

の方の支援のほうに振り向けるっていうような形で0.47%の上昇になっているので、場合によってはその中の加算の制度だとか、その報酬の改定だとかっていうことに関して、必要に応じて国に要望していく必要があるのかなというふうに思っているところです。報酬改定については、これで以上です。はい、補足とかがあれば。

(光岡座長) はい。それでは、今の報酬改定の説明あったんですけど、御質問とか、もう少しここが聞きたいというのがありましたらお願いいたします。国に対しての要望、報酬改定に関して要望を、もう一度口頭でもいいので言ってもらえますか、この間出した。

(森安障がい福祉課係長) ああ、この間出したものは、食事提供体制加算の継続と、相談支援のこのモニタリング件数の設定について、ちょっと内容が不明確ではあったんですけども、体制が整備されてない中で上限を設定することが本当にその地域の実情に合っているのかどうかというのをちょっと考えてくださいということを申し上げたんです。

(光岡座長) はい。

(森安障がい福祉課係長) 重度者の支援について検討したいと。

(小澤障がい福祉課係長) ちょっとその国への要望に関しては、さらに包括的な形で少し意見を出させていただいている分もありまして、その重度の方であるとか、あるいは低所得の方にちゃんと配慮した報酬改定にしてくださいという中で、食事の加算であるとか、そういうところの部分の配慮もということを含めて要望させていただいているところになります。

(森安障がい福祉課係長) 重度の継続です。重度者への支援に関してはずっと毎年、夏ごろにやっているもの全部を採用したのが見込んであるんです。

(光岡座長) 今、相談支援のことをこう中心にお話しいただいたんですけど、こういう形の報酬改定が上から降ってきて、実際、県が国に意見を言うていただくときに、例えばモニタリング期間の変更だとか、それから担当件数の設定っていうことかというと、恐らくモニタリング期間は、現状よりもさらにきめ細かくモニタリングしたほうがいいたろうっていうこととか、それから相談支援専門員の担当件数が、今の青天井ではなくて設定が必要だろうということは、多分誰もがわかっていることで、そうあったほうがいいと思うことだと思うんですけど、それをこの今地域で相談支援専門員が足りなくて、該当になっているときにこれをやるのが、今やるのが適当なのかどうかっていうことを言ってもらったと思うんです。なので、こういうふうに出てきたっていうことは、この県内で、これに対してどう対応すればいいのかとか、どういう体制でやればいいのかっていうことを、これから考えていかなければいけないんじゃないかなって、私は思うんです。皆さんのほうから何か、これからの部分も含めてだと思んですけど、御意見がありましたらお願いいたします。

(石尾委員) 御意見、いいですか。

(光岡座長) はい。

(石尾委員) 言われたように、相談支援専門員は今80件から100件の件数を持っている状況でして、なかなかこう一人一人を密に見ていけるっていうような状況ではありません。モニタリングも今はそういう関係もあって、期間のほうも結構6カ月に設定している相談員が多いんです。それは、やっぱりなかなかそれをふやすと負担が大きくなるということなので、そういう設

定でモニタリングのほうをしている相談員のほうが、中部は多くあります。ただ、今はこういう単価の改正ができて、モニタリング期間を3カ月にしますということであれば、その方の生活状況は頻回には見ているし、その方と密にニーズの把握とか、それからアセスメントが本当に合ってたかどうかというような振り返りはできると思うんですが、現状として今、その人数が増えない限り倍の仕事をしると、スタンスによって倍の仕事をしると、それも、それは来年度はそのまま行きましょう、31年度からいきなりこの期間をモニタリングの頻度を、この期間にしましょうということ、大変急激な移行になると思っています。相談員の数をどんどんどんどん増やせばいいわけですけど、なかなかそういう状況も難しい状況もありまして、そこをこの1年でどう調整するのか。施設のほうはこれから、この来年度からすぐに、1年を半年にするなり、そういう施設のペースを持っている相談員はその仕事が倍になりつつある。その次は3カ月になるということになったときには、年に1回のモニタリングが年に4回必ずしなければいけない。その上、モニタリングを町村のほうですかね、町村のほうに出していかなければならない。加えて、事業所からは、毎月毎月通告を受けなければならない。そういうような、非常に障がい者の方の長いスタンスで見ていたことを、短時間の短期間でずうっと見ていかなければいけないというようなことで、自立に向けてっていう範囲を国で決められて、期間を決められてっていうような感じをちょっと思っているところがあります。今まででしたら相談員のほうが、この人は6カ月でいいよねっていうふうに、その間のはちょっと様子を見ましょうねって言ってたけど、計画を3カ月で見ていて、それも事業所からは1カ月ごとにこう結果報告、結果報告っていうことで、なかなかこう仕事量がふえますから、これはふえていくのが予想されると思います。相談員、質の高い相談員を普及、もう少しふやすということが今の課題かなと思っています。

(森安障がい福祉課係長) まず一層、仕事をできる人を今の倍ふやさないと、この、今基本的にモニタリング頻度からすると、単純計算でいうと、今無理ですけども。

(石尾委員) 事業所としては、それだけ収益が入ってきますので、事業所を立ち上げられたことかだね、ある程度こう収益計算はできてくると思います。この頻度で、こういう形で単価があって、それに加算がつくというところ、そこを目指せば、1つの事業所としても設立は達しやすいですね。

(森安障がい福祉課係長) 運営のしやすさの面ではね。

(石尾委員) 給料とか、そういう計算はしやすくなるんですけども、ただ。

(森安障がい福祉課係長) 人がいないっていうことですね。

(石尾委員) 人がいないということと、質の高い相談員も出てたんですけど、部会のほう育てる、質の高い相談員をふやすことによって、その方が次を育てるっていう形にしないと、いつかすごい混乱を招くような。

(森安障がい福祉課係長) そうなんです、そうなんですよね。あくまでも標準期間っていうことにはなっているんですけども、基本的には期間が倍になっていくんだと思うんです。現実的に利用者から見ると施設入所しているから1年に1回来てくれたらいいですよっていうことは当然なくて、それは半年だったり、場合によってはもっと短くてっていうほうがいいには決まっているんです。だけれども、やっぱり、それをこなせるだけのノウハウがある人はいるのかとか、

それだけの、今までと全然違うペースでやっていくということはどうなのかということもあって、ちょっと、実は報告事項の4にもかかわるんですけども、相談支援事業所のキャパシティの問題というのがあるんですよね。あくまでこれってセルフプランの率、数だとか、ちょっと先に行っちゃって申しわけないんですけど、モニタリング設定件数だとかっていうことがあるんですけども、その先にある事業所の数だとか、何人受けられるかみたいなことってというのは、まだ全然調査とか把握ができていなくて、さっきの感じで、これがさらに倍になったらどうなるっていう、今でも一部の地域で言えば、もうバツの状態で、それが倍になったら、そりゃあ収益的には大丈夫かもしれないけど、人がどうなのかってということがちょっと課題になってくるのかなというのは、すみません、資料がちょっとばらばらになるんですけど、こういった問題もあるかなと。

(光岡座長) はい。今の石尾委員の言われたことが課題だと思うんです。ですので、ちょっとここでお話をする中では、なかなか時間もないので、方向性とか対策はなかなか見つけにくいとは思いますが、後半でお話しする部会の設定の中で、やっぱりもう少し集中的に深く議論していかないといけないのではないかなと思います。結構荒療治な改定になっているので、検討が必要かなと思います。はい。すみません、御意見あると思うんですけども、ちょっと先に進めさせていただいてもよろしいでしょうか。はい。

(3) 強度行動障がいのある方のサービス利用等実態調査の結果について

(光岡座長) では、次にですね、3つ目の強度行動障がいのある方の実態調査の、お願いします。

(森安障がい福祉課係長) では、1枚物の資料4というこの表、ほとんどちっちゃくて恐縮なんですけれども、一番最初、第1回のときにアンケートしますというお願いをしますというふうなお話をした、行動障がいのある方の実態調査ということで、もともとはそのっていうお話だと、強度行動障がい者入居等支援事業補助金というのがあったんですけども、それをその年数の問題ですとか、対象者の問題ですとか、そういったことを過去、議会のほうでもうちょっと話題になったことがあって、実態調査をしたいということがあって、やったものです。おおむねまとまっていますけれども、ちょっと一つ一つ見ていくと時間がかかるんですけども、見ていただきたいのは、やっぱり真ん中の市町村別、判定点数別該当者数ということで、新基準、旧基準という同じ方を別の指標で点数化したというか、行動障がいの度合いで点数を見ていったときに、大体15点から19点、新基準でいうと15点以上の方というのは、74と8人、74人と8人で大体80人ぐらいで、旧基準でいうと20点以上の方が85人、恐らく、この方々、大体が重複されてるんでしょうけれども、少なくとも80人以上が重度の強度行動障がいがある方というふうに思われまして、ただ、指標が違うので、実際にはもっと支援が、支援困難であるということを見ると、もっと80人よりも多いのではないかなと、同一の方ではないのかなというふうに思うんです、考えられるんですけども、その下見ていただくと、事業所別ということで、どういう方が、こういう方がどういう事業所を使っておられるかというか、入所されてるかっていうことを見ていくと、特定の法人の運営する施設が多いということになっています。それから行けば、

入所施設が多いんですけれども、第二かちみ園ですとか、羽合ひかり園ですとか、やまと園だとかっていうようなところになっていて、特定の法人に偏っているということになっています。これが本当にいいのかどうなのかとか、あとは、その前のその当事者該当者数だとか事業所の回答数とあって、さまざまクロスを集計をしながら、ちょっと考えて、さまざま、例えば地域で暮らすためにはどうすればいいのかとか、あとは施設入所をされてる方がグループホームに移行するにはどうすればいいのかということ、やっぱり今後考えていく必要があるのかなと。まだ、今の時点では、調査は多分スタートで、今後いろいろな方に御意見いただきながら、さまざまな分析が必要なのではないかなというふうに感じてございます。以上です。

(光岡座長) はい。数字が並んでいて、なかなか読み解けない部分が多いんですけど、今の御説明で皆さんのほうから御質問があったらお願いします。回答数がすくばらつきがありますね。

(森安障がい福祉課係長) あります。入所はほぼ回答していただいたんですが、事業所で言ったら。通所とかはなかなか、ちょっと返ってこなかったりは。

(光岡座長) 鳥取市と米子市の差は、これもですかね。

(森安障がい福祉課係長) 市町村別の一番上のところですか。

(光岡座長) そうですね。米子が鳥取の半分ぐらいしか回答してないということですか。回答率が。

(森安障がい福祉課係長) ああ、そのようですね。

(光岡座長) ですか。

(森安障がい福祉課係長) ですね。

(光岡座長) ちょっと、西部の私が言うのも何ですけども、米子29%、境港21%っていうもので、下から数えると、結構西部が多いんですが、16%というのも西部、南部町、南部町ですか。

(森安障がい福祉課係長) 南部町。

(光岡座長) ですね。これ、いつまでの回答ですか。

(森安障がい福祉課係長) これは10月末か11月末。

(光岡座長) ですか。もし、今からでも回答できるんだったら、もっとしたほうがいいと思うんですけど。

(森安障がい福祉課係長) 背景としては、当初の予算要求に間に合わせるということがあって、そういう締め切りを設定したのだと思うんですけど、その後に来たものというのは、入れればするんでしょうけど、もう1回号令をかけることとこのをちょっと検討しておいて、ちょっとその西部がやっぱり低い要因の1つかわからないんですけども、ちょっとそこは考えることがありますね。

(光岡座長) ちょっと西部の協議会からも呼びかけてもらえるといいかなと思いますが。はい。自分も含めてですけど、はい。皆さんから御意見や御質問ありますか。アンケートというか、その調査をやった後のお話として、見えてくる課題を出さないといけないというのはもちろんなんですけど、それを施策とかサービスにつなげていかないといけないと思うので、そのスケジュール的などところと見通しをちょっと聞かせてもらいたいと思うんですけど、どうでしょうか。

(光岡座長) はい。この進捗状況のお話で、資料5の裏表の資料しか今ないんですけども、この中から皆さんで御質問や御意見があったらお願いします。資料以外のことでも結構ですけども。じゃ、この資料以外のことでも結構なんですけども。

(中井副座長) モニタリング設定期間のその他って何ですか。

(光岡座長) その他何ですか。

(森安障がい福祉課係長) 計画作成済みセルフプランを除くってあるんですけど、計画作成済みには、介護のケアプランが入っていることがあって、いわゆる障がいのこのモニタリング以外のところを入れる用のその他なんですけど、ケアマネさんがつくっているケアプランなどの場合が入っている。

(光岡座長) ああ、そういうことだったんですか。

(森安障がい福祉課係長) そういうこと。

(光岡座長) それで米子はゼロだったのかな。鳥取市さん、西垣委員、そうですか、この115というのは。

(西垣委員) 障害福祉サービスと介護保険サービスを併用で使われる方も何人か結構いらっしゃいまして、この数字がふえております。

(光岡座長) あっ、そういうことですか。ということは、倉吉市はかなり多いプランの。

(森安障がい福祉課係長) いや、倉吉市は、多分また別の事情だろうと思います。

(光岡座長) 市役所がつくっているのかわからないですね。

(高島委員) わかりません。逆にきょう聞いてきてって言われてたので、これどういうことだろう。毎月モニがこんなにあるはずがなくて、多くなっている。

(光岡座長) 74がですか。

(高島委員) はい。なぜこんなに毎月モニがあるのかなっていう声を何件か聞いて、きょう確認できたらと思ったんですけど、どうですか。酒井さん、いらっしゃらなくて、はい。

(石尾委員) それわからなければ、わからんでしょう。

(光岡座長) 本当はプラン作成済み人数に対してのパーセンテージが多いですよ。10%を超えていますかね、倉吉市の毎月モニタリングの率がね。米子だったら5%ぐらいですよ。なるほど。

(森安障がい福祉課係長) 倉吉の多分その他では、抜いちゃった人っていうのも。プランをつくったけど、モニタリングが。

(光岡座長) 市町村から上がってくる数がきっちり理解していただけてないこともあるかもしれないので、ちょっと障がい福祉課のほうで、もう少し説明や聞き取りしてもらって、直すところがあれば直してもらいたいなと思います。

(森安障がい福祉課係長) はい。

(光岡座長) ほかにいかがですか。先ほどからセルフプランのお話が出てるんですけど、今、いろいろなところでセルフプランが上がっているんですが、鳥取市さんの今のセルフプラン、だんだん減ってきているとは認識してるんですけど、今の状況を教えていただけますか。

(西垣委員) はい。まず、児童の方のセルフプランについては、障がい児から例えば障がい者に切りかえを行うときなどに、計画相談の場の趣旨を説明して、話のほうはさせていただき方向性で、なるべく計画相談についてもらうようお願いしているところですし、障がい者のほうはですね、なかなかどうしても、自分でつくる計画相談はいいですよって強い意思を持たれている方がいらっやいまして、そういう方には説明をするんですけども、まだ強くは進んでない、できてない状況です。ただ、状況を見て、どうしても計画相談に入ったほうがいいのかという方には、こちらのほうで話はさせていただいております。以上です。

(光岡座長) はい。ありがとうございます。セルフプランの中で、セルフプランをしたいという強い意思があつてされる方と、さっきから話があるみたいに、体制が整ってないのでセルフプランになつてると両方あると思つてるので、前者のほうは、もともとのセルフプランの知識あつてると思つるので、後者のことをどういうふうにしていくのかということだと思いますので、あとは、ほかはちょこちょこですね。例えばその町村の中で、どこかな、三朝町だったら児童のプラン、計画が5に対して、セルフプラン3つっていうことは、あと60%がセルフプランということなので、こちら辺はどうなつてんだろうかなとか、いろんな課題があると思つるので、またそれは部会の中でも用意できればなつていうふうには思つます。とりあえず、いいでしょうか。はい。

それではですね、今3時過ぎですので、議事に移る前に少し休憩を入れたいと思つます。あそここの時計で10分、3時10分に再開したいと思つますので、少し休憩をしてやってください。

(休憩)

3 議事

専門部会の構成等について

(光岡座長) 再開します。それでは、議事に移ります。順番をちょっと入れかえさせてもらいたいです。障がい者プランのことを最後に持っていきたいので、すみませんが、(2)の専門部会の構成について始めたいと思つます。よろしくお願ひします。

(森安障がい福祉課係長) では、資料7というこういう資料をお願ひします。専門部会の委員・オブザーバー案についてということで、5つ部会を設置するというので今までお話をさせていただいておりました。人材育成と相談支援体制、医療的ケアを要する障がい児者支援と就労、地域移行の5つだったんですけども、委員やオブザーバーさんの、どういったところからお願ひしようかなという案を、一応こちらのほうでちょっと整理させていただいて書かせていただいたところなんです。今後の進め方としては、この各関係団体さんにこういった方をお願ひしますというような推薦依頼などをして、まずは人材育成、相談支援体制、医療的ケアの関係の専門部会を本当は今年度中にできればなとは思つていたんですけども、4、5月ぐらいになってしまうかなというふうに思つています。

では、ちょっと人材育成部会のほうにちょっと構成案というか、委員さんやオブザーバーさんの案をお示しさせていただければと思つます。1番、人材育成部会、取り組み方針としては、平成31年度に予定されているサービス管理責任者や児童発達管理責任者、相談支援専門員研修の

カリキュラムの鳥取県版の策定ということを多分しないといけなくなりますので、そういったことを行うということ。それから、それら人材に関する人材育成ビジョンというものが県内にはありません。他県では順々にできているようなところがあるんですけども、県内ではなくて、どのように今の人材を育てていくかというようなビジョンを、この中でつくっていききたいなというふうに思っていますので、現にその構成としては、現にオブザーバーとしてお願いしたいのは、現に今の県で厚生事業団にお願いしていますサービス管理責任者や相談支援専門員の研修に携わっておられる相談支援専門員協会の方々や、サビ管連絡会の方々ということと、厚生事業団の研修担当の方にかかわっていただきながら、委員の皆さんからは座長・副座長と、あとは施設職員や当事者の方の保護者さんからどういった人材を求められるかというような意見をいただければなというふうに思っています。

次、進みまして、相談支援体制部会ということでずっと今まで相談支援のお話が出ているんですけども、圏域ごとの相談支援の状況、先ほどの表ではわからない部分も含めて、そういったことの状況評価や、あとは県内の相談支援体制の充実や相談支援専門員の1人80人から100人持っておられるというような負担の適正化を図る。あとは質の向上を図るということや、相談支援アドバイザーという制度がありますけれども、その活用方法などの検討も行いたいと思っています。ですので、中心になってくるのは、この相談支援専門員の方と、それと市町村の職員の方というふうにしていますね。オブザーバーでお願いしたいなと思っているのは、東伯郡の方、東伯郡っていうのは結構広くて、地域によってはなかなか町内に相談支援の事業所がないとか、ほかの通所の事業所も厳しいっていうようなところだとか、あとは日野郡というのは、これからちょっと制度の中でも独立して3町で委託に出されると、そういった動きがあって、ちょっと今、今後の展開がちょっとあるところですので、そういった日野郡と、あとは相談支援アドバイザーの方も含めて、圏域の圏域課題、今までヒアリングを事務局と座長で行ってまんですけども、そういったことももしできればなというようなことも含めて、順に検討していただければなというふうに思っています。

3番に行きまして、医療的ケア児の支援部会です。医療的ケア児の方が地域で生活するために必要な社会資源の検討やサービスの不足、まあまあ実際にあると思うんですけども、その支援策の検討を行いたというふうに思っています。あわせて、先ほどその予算要求の中でも出ました医療的ケア児者の支援コーディネーターのあり方の検討もここでできればなというふうに、ちょっとこれに関しては、多くの分野、さまざまな分野がちょっとあって、今ここでお示しているそのオブザーバーの方以外にも、場合によっては意見を聞く必要があるので、例えば保育の関係だとかっていうのも、広域的な支援が必要なのであれば、またそういった方も含めてお話をさせていただければなというふうに思っています。ですので、委員の方からこちらの部会にお願いしたいのは、市町村の方や、きょう御欠席ですけども、当事者の保護者である、ぴのきおの理事の水本さんだとかっていうようなところ、あとはそのオブザーバーとしては鳥大の小児在宅支援センターや総合療育センター、西部のほうではかなめになっている県立施設ですけども、あとは障がい福祉、実際に医療的ケア児を受け入れている生活介護事業所、放課後等デイ、短期入所など、

あとは訪問看護、特別支援学校、小児科医会の方を基本的には中心にしながら、ほかの分野の方にも来ていただければなと思っています。

次の就労支援部会、どんどん進めますけれども、就労支援部会、取り組み方針をちょっと副座長のほうと相談しながら書かせていただきました。今までその取り組み方針というのを書いてなかったのであれなんですけれども、取り組み方針としては、今、障害福祉計画、これからお話ししますけれども、福祉就労から一般就労の移行者という目標設定を行っているんですけれども、その中でやっぱりまだまだな部分があったりするので、一般就労移行の促進策の検討も必要です。あわせて今、就労Aの事業所に対して規制がレベルが強化されている状況です。今年の4月にちょっと国の通知などで厳しくなっているところですけども、山陽のほうでもあったように利用者の雇用が守られてない状況だとかってということが発生しています。いつ鳥取県、そういうことが起きるかということも考えなきゃいけない中で、利用者の雇用を守ったり、働くことに対する行政や事業所の支援のあり方を検討する必要もあります。また、その就労Bにおいては、工賃向上ということをずっと県では言っていますけれども、利用者の高齢化に伴ってさまざま、本予算もそうだと思うんですけれども、工賃以外のところで、働く、生きることの1つの形なんですけれども、働くってということにも目を向ける必要があって、そういった工賃向上とはちょっと違うスタンスで検討が行えたらなというふうな御意見でしたので、それを盛り込ませてもらっていますので、これも同じくなんですけれども、この、いわゆるここに書いてある障害福祉サービス事業所以外のところからも本当は意見を聞かないといけないところですので、これらの方、今の提示している方々以外にも議論に加わっていただくことをちょっと考えながら、中心には事業所の代表もされてる中井副座長ですとかということで、オブザーバーに関しては、まさに障害福祉サービス事業所の就労A・Bや移行に関して、あとは地域の自立支援協議会で就労支援部会があるところからはそこから来ていただきながら、振興センターだとかナカポツセンターだとかというところからも入っていただいて、あとは特別支援学校からもお話を聞かせていただければなと思います。

5番に進んでいきまして、地域移行に関してです。前回のこの協議会でもお話があったんですけども、入所施設からの地域移行者数というのが目標を大きく下回っているところで、そのほか、ほかの障がいにおいても、やっぱり地域社会での生活の移行への、その地域社会への移行や継続、それを続けていくということにやっぱり大きな課題がさまざまあるのではないかなというふうに思っています。ちょっと幅広になってしまうんですけども、そもそも総合支援法のテーマである地域社会での生活を支援するために3障がい、知的を多分念頭に最初置かれていたのかなとは思いますが、それ以外の障がいに関しても地域社会での生活を支援するために必要な施策や支援、グループホームをどうやって今後運営していくのかということも多分課題になってくるんでしょうけれども、そういった施策や支援を検討したいというふうに思っています。ですので、委員の皆様から、こういったそれぞれの障がいの関係からもなんですけれども、オブザーバーとしては相談支援の方や精神科病院の方、障害者支援施設の方、グループホーム、宿泊型自立訓練、居宅介護、ヘルパー系のサービス事業所もちょっと今非常に不足しているという状況でもありますので、そういったところだとか、あとは圏域の自立支援協議会に地域移行の問題

があるところからもオブザーバーとして参加をしていただきながら、広域的な視点からも派遣をしていただければなというふうに思います。ざっとした説明でしたけれども、とりあえず事務局からは以上です。

(光岡座長) はい、ありがとうございます。今から少し時間をかけて、このことについての御意見などを伺いたいと思ってるんですけども、その前に基本的な方針をどうやってこういう形を提案しているのかっていうことを少し御説明させてもらいたいと思います。私や副座長や事務局と一応相談しながら提案させていただいてるものです。まず1つは、基本的にここの委員の皆さんには、お一人2部会ずつ所属をしていただきたいということです。本当はもっとたくさん入っていただきたいとは思いますが、それぞれの業務等あって、これから来年度になったら、次回部会があると思われるので、それぞれの御負担を考えたときにお一人が2部会というふうに考えました。それからもう1つ、2番目としては、前回にも説明があったんですけど、一気に5部会を始めるのは難しいだろうということで、ここでいうと(1)から(3)までの部会をまず先行して始めたいと思っています。このときに先ほど言った1人2部会という原則かつ先行する3部会にそれぞれの委員が1つずつ、1以上は入っていただきたいということです。3つ目は、オブザーバーを加えた部会になるんですけども、本体の協議会の委員の皆さんには、それぞれの部会5名以上は本体、この委員が占めたいと思ってます。全員がオブザーバーというのはちょっと部会として成り立たないと思いますので、そういうふうに考えました。最後に4つ目としては、当事者の方や御家族の方には1部会に1名以上は所属していただきたいということで、今申し上げた4つの基本的な考え方でつくらせてもらったものですので、そういうものも含めて皆さんから御意見をいただきたいと思います。1つは、それぞれの名前を、お名前を入れて所属していただいているんですけども、これがどうかと、ここじゃなくてこっちに入りたいっていう御意見や、それからオブザーバーとして名前のないところはオブザーバーなんですけども、その人選がどうかと、誰をということよりも属性としてこういう方々ではどうかという提案などで、もっと違う職種の方や、こういう事業所のくくりの方がいいのではないかというようなこととかあったらお願いしたいと思います。皆さん、いかがでしょうか。自由に御発言いただきたいと思います。

まず、どこからでもいいんですけども、順番でもいいですし、出しやすいところで、1回目の部会をどう設置するかというときに御提案いただいたこともあると思うんです。1つは就労支援部会、それから医療的ケアを必要とする方の部会、それから地域移行の部会ということで、それぞれ御提案いただいたので、そこら辺から御意見をいただければと思うんですけども、いかがでしょうか。まず(3)の医療的ケアを必要とする方の部会ということで、まず最初に石尾委員から部会設置の御意見いただいたんですけど、いかがですか、メンバーは。

(石尾委員) ちょっとイメージがなかなかまだつきにくいので、一番必要なのは医療機関ということで、鳥大附属の方やが入っててすごいし、療育園の方が入っておられることもすごいし。ここには、特に当事者の御家族とか、そういうのではなくて、こう、やっぱり専門部会として立ち上げておいたほうがいいんですか。

(光岡座長) 一応8番の水本委員が。

(石尾委員) ああ、ここに入っている。

(光岡座長) ぴのきおの方ということで入っているんですけど。

(石尾委員) いわゆる水本委員さんが当事者代表みたいな感じで。

(光岡座長) そうですね、きょうお見えになってないのであれなんですけど。

(森安障がい福祉課係長) きょうは御欠席です。

(石尾委員) 本当にこの部会を始めての方向性がだんだん決まってきたときに、こういう形の方があればいいなという、そういう方があれば、そのときにその後、もしかしたら来ていただくとか招集するとか、部会の中で意見をいただける方をつくるとかっていう形にしておけば、この方がこれでは確定、この方は最低限必要だけれども、方向性としてはもう少し密に医療面の情報が知りたいとかっていうことであれば、随時ふやす、ふやしても大変かもしれませんが、意見をいただけるような対応も部会の中でつくっていけば、そんなに差しさわりのないと思いますけど、どうなんですかね。それぐらいかなと、はい。

(光岡座長) はい、ありがとうございます。そこら辺はどうですか、事務局。

(森安障がい福祉課係長) そのように。

(光岡座長) はい。高田課長はどうですか。

(高田子ども発達支援課長) 最初に言ってあったように、これで固定しているものではなくて、さっきありましたように、医療的ケア児の話というのと、やっぱり保育の話って結構大きな話だと思いますので、そういう意味で言ったら、必要に応じてやはり保育関係の関係者にも出てきていただく必要があると思いますし、あと保健という意味で、それから市町村の保健師さんに入っていくとかっていうことも必要だとは思っていますので、それはまたその都度入っていただければいいかなと思います。

(光岡座長) ここの表でいうと15番の児童発達支援センターが、私のイメージだと地域の保育所の事情だとかっていうことを一応把握しているんじゃないかという想定なんですけど、それはどうですか。

(高田子ども発達支援課長) ここに児童発達支援センターを想定されていますけれども、西部だったらたら確かに教育センターの方と、結構地域の保育所とかにかかわって、ある意味活動しているので、そういう意味ではこども発達支援センターでもわかる部分はあると思いますけれども、全部についてはそうとは限らないと思いますので、やはり受け手側の保育所のほうの意見とかもいろいろあるとは思っていますので、そこは必要に応じてやはり考えていただいたほうがいいかなと思いますけれども。

(光岡座長) はい。また戻っていただいているんですけど、では地域移行部会っていうところで提案いただいていた宮倉委員は、見ていただいているかがでしょうか。

(宮倉委員) はい。ちょっと見させていただいて、大体のところを見たのに、結構網羅されているのかなというふうには思っています。障害者支援施設の方も入っておりますし、また地域移行されれば、やはり余暇の部分も含めたりして、そういう居宅の事業所っていうのも非常に重要になってくるあたりも入れてもらっておりますし、それから、精神病院の地域連携、ここも入っておりますので、ただ、部会を進めていくに当たって、いろいろな課題、地域にこう帰られたときに、やっぱり地域差といいますか、の部分であるとか、市街地であるとか、いろいろと課題が

出てくると思うので、そういったところを課題が出てきた段階でまた必要なところに声かけさせていただいてというようなことでもいいのかというふうには感じております。今、ここに挙がっている中で特に新たにというのはちょっと思い浮かばないですけども、そういった状況です。

(光岡座長) はい、ありがとうございます。そしたら、ちょっと前後しますけど、就労支援部会も、これは中井副座長はどうでしょうか。

(中井副座長) 打ち合わせをした私に何の意見を、何をどう言っていていいかわからないけど、ちょっとばかり、もし今回、書いていただいたということで、この3つの大きい全然また違うところでのその話をどう就労支援部会で、どう煮詰めていくのかというのが、ちょっとこっこのほうですごい大変だなって思いますが、でも、それでも細かくそれぞれの事業所、またはそのかかわってくださっているところと、必要に応じて出席をまたもんでいくというところで、もともとの方針はありますが、まだ課題が全て出尽くしているわけでもなく、課題は何かっていうところもまだ出さびれ状態ではあるっていうふうに思ってますので、まずは部会をして、話し合いをして、Aについては、ちゃんと適切な事業所または雇用者の不利益を伴わないようなことを相談支援センターとか、そういったところにまず言っていくというのも大事なことなんだなというふうに思いますので、それは。今、その人選をここの事業所にやってほしいな、すごい大変。どう言葉にあらわしていいかわからない。みんなに酌み取っていただけたらと思いますが、そういう辛さ、あるかもしれません。

(光岡座長) はい、ありがとうございます。一応きょうはですね、相談支援部会とか人材育成部会ということはあるんですけど、人材育成部会は割とターゲットがはっきりしているというか、成果物があったりとか、ほかの事例というか参考事例が他県にもあるというところで、割と考えやすい面もあると思うんですけど、相談支援の体制部会っていうところが、あんまり見当が、幅が広くて、どこら辺を目標にやっていくかっていうのは、まだはっきりとしていない部分もあると思うんです。なので、開催しながらになるんじゃないかなというふうには思っています。

では、少し御意見いただいたので、それぞれの委員の皆さんが5名以上は振り分けさせていただいているんですけど、そこで、それぞれから御意見があったらお願いしたいんですけども、いかがでしょうか。どうですか。まず、人材育成部会のほうでは、私と中井副座長以外でお話をさせていただきたいんですけど、宮倉委員と中村委員と日下部委員に所属をお願いしたいと思っているんですけど、よろしいでしょうか。中村委員と日下部委員のそこには当事者の御家族のほうから、ここでいうと人材育成、利用者の立場、あるいは御家族の立場からこういう人材が求められるというような御意見を言っていただければありがたいなという趣旨です。

(中村委員) この場で言ってください、じゃ、すみません。何か特に、すみません。

(光岡座長) 部会がこれから始まるので。

(中村委員) はい。

(森安障がい福祉課係長) 正直言って、その当事者、保護者、御家族の方の例えば背景がわかっていて、例えばこういった分野に興味があるとか、あられるのかなっていうことではなくて、そういった視点でお願いしたいってことでしているのも、もしその全く違う分野に、例えば就労だとか、そういったところに興味がありますということ、そちらにもお願いしているんですけ

れども、ほかの部分で、例えば、先ほどありました例えば地域移行だとか、そういったところのほうはどうかっていうことがあれば、言っていたらなという趣旨になってます。はい。

(中村委員) 十分考えられてこの部署に、この部署で頑張れって言っていたらとるので、できる範囲でできることをと思いますので、すみません。ちょっと、何か思いついたことは。

(光岡座長) ありがとうございます。

(日下部委員) 私は、ここのところにね、サービス管理責任者とか児童発達管理責任者・相談支援専門員、この中でも私は相談支援のほうは実際やっているからいいんですけども、あと2つは全然未経験ですので、余りちょっとそちらは不得意といいますかね、余り言うことは少ないとは思いますが、相談支援関係の部分ではいろいろお話しをさせていただこうかなとは思っております。

(光岡座長) はい、ありがとうございます。じゃ、部会ごとというより、それぞれの委員さんにお聞きしたほうがいいですかね。はい。次は西垣委員、いかがですか。

(西垣委員) 了解いたしました。

(光岡座長) ありがとうございます。石尾委員。

(石尾委員) はい。私も大丈夫ですけども、もう1点ちょっといいですか。特に私生活で悩んだんですけど、今度は医療ケアを、医療ケアのほうの障がい児者、障がい児でしたっけ、それを自立支援、各町村のほうにも設けていくというようなことが出てまして、多分町村のほうにも、それを自立支援協議会の中に入れるのか、別の協議会としてつくられるのかわからないんですけど、ここからも話をされていくんですが、その吸い上げというのは、この部会のほうに吸い上げていくんですか、それともまた別のところでやりますか。

(森安障がい福祉課係長) ここ、うちの県の、いわゆる障害児福祉計画における、その協議の場というのは、ここです。

(石尾委員) 町村ね、はい。

(森安障がい福祉課係長) そうです。

(石尾委員) それを市町村にもつくっていく、つくっていく、議題のほうと同じような部会をつくっていくということが出てたので、町村は町村の自立支援協議会に、そういうのが出るのかどうかわからないんですけども、そこからも話し合いをなされてて、そのことと、この県の障がい者の医療ケアのところの部会の連携とかは、どうなんですかね。

(森安障がい福祉課係長) 実はそれもあって、基本的には町村、市の方と、3市の方、鳥取、倉吉、米子の方は、それもあって、入れさせてもらっているというのと、八頭町のれしーぶの山根さんは、ここに郡、東部4町という中に入れさせてもらっているんですが、実際にその方がメンバーに入るかというのは全然わからなくて、市町村が理想の圏域で設置するっていうものができているところっていうのは、ほとんど多分ないと思っているので、逆に、ここをコアにこう広がっていけばなというのを実は思っています。

(石尾委員) 私は、はい、この部会で大丈夫です。ありがとうございます。

(光岡座長) では、こちらに飛んで山根さん。

(山根委員) はい。ここの部会で大丈夫です。1つ確認させていただきたいところなんですけれども、5番目の移行、地域移行についてなんですけれども、こちらのほうは、取り組み方針に書いてあるとおりの移行に係るところで、実際、今現在生活しておられる方というのは、ちょっとこの部会では想定はされておられないという解釈でよろしかったでしょうか。

(光岡座長) 定着という。

(山根委員) そうですね。

(森安障がい福祉課係長) 定着というか、継続。

(山根委員) そうですね。実際、施設から退所される方、地域に移行される方を対象にしてのその検討する部会というふうに捉えさせてもらってよろしいでしょうか。

(光岡座長) いいですか。部会の中で、どこを、どういうことを目途にしていくのか、ここでどういうことを話し合っていくのかということも含めて協議していただきたいと思っているんですけど、私としては、地域移行と地域定着は切り離せないと思っているので、今言われたみたいに、地域移行をすれば終わりということではなくて、そこの後の定着方法で出た話だと私は思っています。

(山根委員) ホスト的に、ごめんなさい、先ほど言わせてもらったらよかったですけれども、構成委員のところ、じゃ具体的にこういった方はという選択肢が自分の中でイメージができていないんですけれども、多分、その定着、地域のほうで生活される方の支援を対象としてで行けば、グループホームの居宅が対象になると思うんですけども、この中で在宅の方に対しての、本当に地域で困り感があったときに、そこが居宅だけで話が、意見が吸い上げができるかなみたいなことを、ちょっと漠然と思わすようなところがあるんですけれども、相談支援事業が、事業所も入っているんで、それもあるかなと思うので、すみません、ちょっとまとまってないです。

(光岡座長) はい。

(山根委員) はい、すみません。

(光岡座長) いいですか。地域移行を阻害するよというの、それぞれ話し合われていると思うんです、地域でも。その中で、やっぱりその地域移行をされる方々の生活を支える支援とかサービスが不足しているということが大きいということだと思うので、それを、その部分で福祉サービス事業所には入っていただいているので、構成としてグループホームや宿泊型や居宅と訪問系サービスだけで足りないということであれば、また、それは招集していくこともありなんじゃないかなとは思いますが。

(山根委員) ありがとうございます。

(光岡座長) はい。じゃ、竹内委員、いかがです。

(竹内委員) やはりこの会でさせていただければと思います。まず1点目なんですけれども、3番の医療的ケアを要する障がい児者の部会のほうですけれども、皆さんのほうからお話があったように、医療的ケア児の支援コーディネーターを市町村のほうに1人当たり上限を検討していくということなんですけど、そういったところで、東部地域から山根さんのほうに出席していただく形なんですけれども、例えば、東部の市町村として設置するっていうのも大丈夫ですか。

(森安障がい福祉課係長) それは。

(竹内委員) 追加で。それは構成委員になるのか。

(森安障がい福祉課係長) どういうその県もあり方をするのかはまた相談しながらですけど、一応自立支援協議会の会議があれなんですよね、東部4町なんですよね。町村の人もいないと、町長、4町の方もということです。それは、ぜひ対応できると思います。

(光岡座長) あとは、いいですか。はい、ありがとうございます。じゃ、高島委員。

(高島委員) 中部圏域のほうも協議会のほうをして、別の管理機関があって、いろんな県との連携が割とこううまくつないでいけるようお願いできたらなと思っています。以上です。よろしく願いいたします。

(光岡座長) 協議会のそれぞれの部会があるところ、例えば、4番、5番の就労支援の部会とか地域移行の部会は、東部と西部の関係部会というのを入れているんですけど、中部については、今現在はないので。

(高島委員) 就労は方針を受けて部会をするしかないのかな。

(光岡座長) なので、もしそういう部会ができれば、また、それも入れた検討はできると思うので、はい。今の現状としては、こういう形にしています。はい、ありがとうございます。じゃ、宮倉委員。

(宮倉委員) 微力ですが、務めさせていただこうと思います。すみません。

(光岡座長) はい、ありがとうございます。じゃ、吉井委員さん。

(吉井委員) わがまま言わせていただければ、2番を5番にさせていただければありがたいと思います。実際、地域移行に関して、件数はそんなにないのですがハードな現実で、実際仕事で現実的に苦労しているのがあるので、西部の自立支援協議会の中でも地域移行部会には入っておりますけど、できたらそっちのほうがいいなあとは思いますが、せっかくこうやって決めていただきましたので、現状で結構です。以上です。

(光岡座長) はい。

(西垣委員) あの、1点だけよろしいでしょうか。(5)の地域移行部会ですけども、まだまだ先の部会だと思いますけれども、入所施設からの地域移行ということが書いてあって、もう1つ精神科病院の長期入院患者、入院患者の地域移行という、これから取り組んでいかなくてはいけない課題というふうに思っております。鳥取市のほうの自立支援協議会と地域移行部会も今年度はそこをテーマにしておられて、いまだにちょっと実績が少ないものですから、先進地とかを視察に行ったりとかして、で、来年度以降は鳥取市でも提示ができるような実施を、取り組んでいきたいというふうに思っておりますが、メンバーを見させてもらいまして、9、10、11、12は入所系のメンバーで、精神科病院のほうは8の1人で、もし事務局さんのほうよろしければ、その同じぐらいのウエートを、精神科病院も例えばそろえて、入所施設もそういった人数で、やはり各病院の方のウエート、ソーシャルワーカー、医療スタッフの方とか、あるいは看護師長さんとか、そういう現場の方の声とかももっと入るような形にしてもらえたらなと思います。

(光岡座長) 多分、上の取り組み方針の中に精神科病院が入っていないというのは、単純に抜けているだけだと思います。それを入れてもらえればいい話だと思うので、もちろん精神科病院も含めた話だと思います。

(森安障がい福祉課係長) いいですか。

(光岡座長) ここは、それぞれの分野でどなたを選任するかということとかかわってくると思います。例えば10、11あたりは、グループホームや宿泊型自立訓練については、ちゃんと精神の方も知的の方も入られるので、ここに入所施設からの移行とか、精神科病院からの移行というのは、どちらも含まれているので、これは10、11のところはどちらもかかわってくるか、もちろん12もどちらもかかわってくると思っているので、ここに偏りはないと思うんですけど、精神科病院っていうところが8番しか、1病院っていうことなので、ここがどうかっていうお話もあろうかとは思いますが、1つは、8番が精神科病院で、9番が障害者支援施設なんですけど、そこは障害者支援施設のことと言えば、宮倉委員がおられるので、ここは恐らく2つになると思いますし、それから精神科病院って言えば、高島委員も同じ病院の御関係であったりとか、それから14番の地域の協議会の部会なんですけど、今西部のほうは、そういう精神科病院の立場の方が部会長になっておられるので、そういう方々から出られると思いますので、その委員を選ぶときに、そういうバランスをとっていくっていうことかなあと考えてます。

(森安障がい福祉課係長) 兼ねているというか、兼何とかっていう方が結構おられるので。

(光岡座長) 一応そんなふうには。

(日下部委員) ちょっといいですか。

(光岡座長) はい。

(日下部委員) 就労支援なんですけど、今、人手不足もあって、こういうような就労支援の1つの部課制かなというふうにはちょっと私は思っているんですけども、それで、予定の中では職業センターだとか、それからA型・B型と違って予定が書いてあるのはいいんですけども、例えば県内のその障がい者の人にたくさん就労してるような事業所があるなら、そういうところも聞くような方なんかも、オブザーバーでなくてもいいから、管轄で何か呼んで、そういう人の意見を聞くとか、そういうこともあってもいいかなと思いますね。

(光岡座長) はい、ありがとうございます。恐らくそういうことも、また部会の中でも御意見が出るんじゃないかと思いますが、検討できることかなと思います。ほかにはいかがでしょうか。

(山根委員) すみません、山根ですけど、いいでしょうか。

(光岡座長) はい。

(山根委員) 地域移行なんですけども、県精神保健福祉センターが主催の地域移行とその研修があるとは思いますが、その間というか、先ほど委員さんを兼務しとんさる方がおられるという感じだったんですけども、ここに精神保健福祉センターが入るっていうような選択肢はいかがでしょうか。

(光岡座長) はい、ありがとうございます。行政機関については、オブザーバーっていうことでもなく来ていただこうと思っています。そうですね、例えばきょうも来ていただいていますけど、それぞれの圏域の福祉保健局にも来ていただきたいとは思いますが、さっきの精神保健福祉セン

ターにも来ていただければと思っています。ちょっと違いはわからないですけど、例えば特別支援学校とか、それから総合療育センターっていうのは、県がつくっているものですけど、そこら辺のは、どこが県の機関で、どこが何ていうか、入れればいいのかっていうのが、ちょっと境目がわかりにくくて、こういうふうに書いているんですけど、来ていただくことには変わりはないと思っています。そこはどうすればいいですか。

(森安障がい福祉課係長) 事務局扱い。変な言い方をすると、この総合療育センターというのは、一県立の事業所というようなイメージで、福祉・学校は一教育機関です。事務局に関しても、ちょっと実は整理が必要な問題でして、障がい福祉課なんですけれども、障がい福祉課だけでいいのかといたらそうではないので、例えば医療的ケアに関しては児者なので、子ども発達支援課ともやっていく、内輪の話ですけど、人材育成もそうです。サビ管と相談支援は障がい福祉課なんですけれども、その児発達のほうもしているので、事務局はそこは柔軟に対応していったということになるんですね。

(光岡座長) とりあえず、それでいいかな。先ほどの吉井委員からあったことなんですけど、今2番よりもどこって言いましたかね、地域移行のことって言われました。

(吉井委員) はい。

(光岡座長) 2番の相談支援体制については、それぞれの自立支援協議会、地域の自立支援協議会から入っていただきたいと思ってて、ここには参加いただきたいと思うので。

(吉井委員) ここにあるとおり、はい。

(光岡座長) 入っていただく。

(吉井委員) 伏して、異議ございません。

(光岡座長) では、おおむね御理解いただいたと思いますので、はい。今後はこれに沿ってオブザーバーをお願いをしていって、部会開催に進んでいきたいと思います。ちょっと部会開催のことで、今後の方針をお願いします。

(森安障がい福祉課係長) 先ほどもちらっとお話ししたんですけど、各関係団体、人材育成で言えば相談支援専門員協会だとかサビ管連絡会だとか、あとは各圏域や何かの協議会のほうに推薦など、さまざまな方法で選んでいき、四四、5月にかけて人材育成、相談支援と医ケアに関しては進めたいと思っていますが、行政委員の方っていうのがおられて、もし異動があれば、ちょっと何ていうんでしょう、また委員の任命手続っていうのがあるんですけども、ちょっとそこと並行しながらできればなって思います。ちょっと年度初めとか年度末にかけてなので、ばたばたするかもしれないですけども、3月までというのを一旦延ばしているんで、なるべく4、5月には進めたいと、始めたいと思っています。

(光岡座長) なので、4月あるいは5月の初めぐらいには開催したいと思いますので、さっきの行政職員の異動もあると思うんですけど、それ以外決められるところは今年度中にそのオブザーバーをお願いをしていけばいいかなと思います。

(森安障がい福祉課係長) 人材育成に関しては行政の方はおられないので、取りかかりは早いと思います。

(光岡座長) はい。じゃあ、すみません。この議題は一応これぐらいにして次に進みたいと思います。

圏域課題に係るヒアリング等について

(光岡座長) では、圏域課題に係るヒアリングのことについてお願いします。

(森安障がい福祉課係長) はい。では資料8番をお願いします。第1回の本年度の協議会に提出された東部4町と西部の圏域課題、地域課題についてなど、事務局でヒアリングを年末行いました。ちょっと非常に今回まとめる時間がなくなってちょっと下地なっているんですけども、東部4町の取り組みと西部の状況をお聞きしました。東部4町については今まで協議会の活動が活発じゃなかったということもあって、4点に絞って障がいの理解、医ケアの話、災害対応、移動手段について今検討というか、さまざまな取り組みをされているところです。資料には、その次のページから八頭町の医療的ケアを必要とする障がい児の通学支援についてということと、その次のページですけれども、智頭町の災害時の対応についてもちょっとまとまった資料いただきましたので、それをつけています。またまだ状況としては、まだ検討の段階にあって、各町での行政担当者が検討しているという状況で、ちょっとまだ掘り下げてる段階かなというふうに見ています。

西部に行きますけれども、西部は結構盛りだくさんでして、ここに書き切れないぐらいだったんです。いろいろ実際話があって、絞っていくと、医療的ケアのお話ですとか、強度行動障がい、報告させていただいたものもあるんですけども、あとは就労A・Bといったことでして、1つそこで、ここに書いていないんですけども、この課題を解決するっていうことと、この施策につながる仕組みがちょっと必要だよねというお話がありました。課題がどんどん、やっぱり地域で生活される中で出てくるんですけども、そこが施策につながる仕組みというのがなかなか今のところ明確なものがない状況にあるので、その仕組みもちょっと考えなければいけないなというふうに思っています。ただ、なかなか一気にこう進むということはないんですけども、先ほどの専門部会というか、医ケアの部会というか協議会のお話もあって、こちらのほうで今後のあり方イメージというのをちっちゃい図ですけども書いたところなんですけれども、県の専門部会、県の自立支援協議会と専門部会のかかわり方としては、それぞれ5つ部会をつくって行って、それで本体協議会とお話ししていくっていうことなんですけれども、県の自立支援協議会や各圏域や各地域とのかかわりっていうのもちょっとパイプとして必要だなというふうに思っています。医療的ケアのお話だけではないんですけども、やっぱりその部会があるところないところあったり、その取り組み状況に温度差があるのは事実だろうなというふうに思っています。そこをきちんと連携するような各圏域と自立支援協議会との連絡会っていうんですかね、そういったものを来年度実際にやってみて、どんなふうに横に展開していくのか、相談支援なんかもやっぱり地域によってまちまちの状況にあって、西部では取り組みをされているけれども、例えば中部では全くされていないとかできていないようなものもあったり、それはその分野によってさまざまあると思うんですけども、その地域間の格差じゃないですけども、そういったことがないようにしていかないと、最終的に不利益をこうむられるのは当事者の方だったりするので、そう

いったことがないようにやっぱり横の展開を広げていきたいなというふうに思っています。ちょっと駆け足になりましたけれども、私のほうからは以上です。

(光岡座長) はい、ありがとうございます。ヒアリングさせていただいて、課題のことだけではなくて、それぞれの協議会の現状、地域の現状みたいなものをいろいろ教えていただいた、そういう機会だったと思っています。それと、さっき、ここに書いてないことで森安係長言っていたことで、西部のほうでいろいろ聞いた意見の中で、このそれぞれの協議会の現状を調べていただいたホッチキスどめのものがありますので、鳥取市地域自立支援協議会設置要綱というのが表紙にあるものなんですけど、これが今のそれぞれの協議会の要綱だとか、それから委員構成だとか、仕組みっていうところでまとめさせてもらったものです。また見ていただきたいんですけど、例えば西部のやつでいうと、一番最後の紙、一番このつづりの最後の紙に改定基準があるんですけど、この中で、運営委員会の横に市町村課長会議っていうのがあって、これ、協議会で議論されて提案されたような新しい取り組みを施策化してもらいたいというところが話し合う会議なんですけど、こういうものがある程度協議会でもあったほうがいいんじゃないかなど、というようなことが出ていました。県の協議会と市町村の協議会の仕組みというのは全く一緒じゃないので、これと同じようなことが言えるかどうかはまたわからないんですけど、そういう施策化に向けた協議が必要ではないかという意見は出ていました。はい。部会は部会で5つの部会が設置されているんですけど、さっきの連絡会というものがどの程度必要なのかとか、どういう種類が必要なのかというのが、また、これから皆さんともお話ししながら進めていけばなあと思います。例えば、それぞれの圏域の協議会と県の協議会の連絡会だとか、それから基幹センターですね、基幹センターの連絡会だとか、相談支援アドバイザーの連絡会だとかいろんなものが考えられて、実際にそういうものがある都道府県もあるので、そういうものが入ってくるのかなと思います。ヒアリングのことにに関して、それから、これからのことに関してもなんですけど、皆さんから何か御意見がありますでしょうか。いいですかね。じゃ、先に進めさせていただきます。

鳥取県障がい者プランの改定について

(光岡座長) では、最後になりましたけども、障がい者プランのことでの御説明をお願いします。

(森安障がい福祉課係長) はい。じゃ、資料6というものと、すみません、きょうお持ちいただいている方がおられましたら、そのプランの本文も。あっ、もし持ってきておられなければ、あります。ちょっと分厚いものを、2月15日から3月2日まで今、パブリックコメントを行っているところです。障がい者プラン、ざっと1冊に改訂版ということでまとめさせていただいております。概要としては、ここに書いてのとおりです。障がい者計画の部分と障害福祉計画、障害児福祉計画の部分になりますけれども、障害福祉計画や障害児福祉計画に関しては、今まで、第2回までのこの協議会で話しさせていただいたとおりでございます。おおむね数字はほぼ変わっていないところですけども、ちょっと今まで見ていただいていたような、障害者計画の部分についても、あいサポート条例施行に伴う施策の充実ですとか、医療的ケア児の支援拡充や、昨今この相談支援のお話だとか、人材育成ビジョンのお話だとか、今回この協議会でお話し

させていただいたことも盛り込ませていただいているところです。大体その、いわゆる障害者計画部分に関しては、この厚い冊子の52ページ以降に書いています生活支援の部分が、主にこの自立支援協議会にかかわる部分かなというふうに思っています。相談支援のことだとか、意思決定支援のガイドラインのことですとか、あとは今医療的ケアの関係、あとは虐待防止に関することというのも含みますね。人材育成ビジョンについても、今までのお話の中で、昨年度までのお話の中でもずっと行政について言われていたので、今回は明記させていただきました。あと、さまざまこの表紙というか、この紙に書いてある太字のゴシックのところは、さまざまな施策推進協議会ですとか、その他の意見を踏まえて修正しているようなこと、修正というか改定させていただくようなところですね。とですね、78ページ以降の障害福祉計画だとか障害児福祉計画に関しては、今まで例えばその、ここやその他の部分で、これまでの第4期の計画においてどうだったのかってことも現状分析ということで書かせていただいているところですので、余りまだパブリックコメントを始めて約1週間ですけれども、あんまりパブリックコメントが返ってきてない状態で、これから返ってくるのかなあというふうに思っているところなんですけれども、それを踏まえて最終的なものを3月の半ばまでにまとめて、来年度施行するということになると思います。あわせて、これと並行して市町村の障がい福祉計画や障がい児福祉計画の策定ということと、その意見付与というのが総合支援法や児童福祉法に記載がしてあるので、その意見を今順々に返していて、半分ぐらいの市町村に今お返事というか意見を返しているところなんですけれども、その中でもやっぱりその担当として思うのは、その相談支援のことだとか、あとはその地域生活のことだとか、あとは児童のその医療的ケアの問題だとかっていうことに関しては、重点的にやっぱり取り組んでくださいというようなことは意見として出させていただいているようなところなんです。私からの説明は以上です。

(光岡座長) はい、ありがとうございます。このことに関して、きょうできる限り、きょう時間を使って意見をいただきたいと思います。割といろいろな意見があると思いますので時間が足りないと思います。さっきお話があったように3月の2日までがパブリックコメントですので、それぞれお持ちの意見を届けていただければありがたいなあと思います。きょういただけるものはきょういただいておきたいと思いますので、どこからでも結構ですし、障害者計画でも福祉計画でも結構です。本当は自立支援協議会は福祉計画のほうが主だと思うんですけど、もちろん支援計画でも結構なので、御意見いただければと思います。基本的に下線の部分が今回変更されたり追加されたりした部分ですね。

(森安障がい福祉課係長) はい。

(光岡座長) 読むのも大変なので、これを読破、私もしてないですけど。どなたからでも結構です。

(森安障がい福祉課係長) ああ。最初のその、いいですか。すみません。進捗とか、その先ほど今までの計画の進捗に関しては、9ページからその地域移行の今までの例のその実績というか結果は9と10ページになります。いわゆる障害者計画に関する部分は、本体は52ページからなってます。今後の第5期の障害福祉計画や障害児福祉計画、第1期の障害児福祉計画に関し

ては78ページ以降です。その他は何ていうんでしょう、基本的なデータだとか、そういった今までの背景だとかっていうところを書いているのが中心ですね。

(光岡座長) 分析、分析や評価や、これからの方針についていろいろ書かれているんですけど、それが適切かどうかということもあると思います。例えば、いろいろあると思うんですけど、例えば9ページの(2)のところで、数値目標の目標値の達成状況、実績が書かれていて、その後に分析らしきことが書かれてるんですけど、このことで、本当はちょっと思ったのが、例えば②、入院中の精神障がい者の地域生活への移行のところで文章が書かれていますが、最後のところの地域生活を支える障害福祉サービス等各種の支援が不足していることが考えられますというのは、それはそのとおりだと思うんですけど、その真ん中のところですが、家族や地域の理解等であって、その不足している、これはもう不足していると書かれているんですけど、家族や地域の理解も並列に書くのはちょっといかがかと思うんです。地域の理解が不足していることは、そうだと思うんですけども、推進協議会のことと家族っていうのはやっぱり違うのではないかというふうに思ったところなんです。というふうにいろいろ言うと、いろいろあると思うんですけど、言えるところは言っといていただくといいかなと思います。

(森安障がい福祉課係長) やはり机の上だけで考えてる部分というのは否めませんので、さまざまな方から意見をいただいたほうがこれかなというふうなところ。

(光岡座長) やっぱり私たち現場で支援しているので、その感覚とか実態の支援の状況とかも身近に感じられると思うので、そこら辺からの意見をいただければと思います。それぞれの地域で計画づくりがもう大体佳境になってると思うんですけど、そこからの御意見とかあったら反映していきたいなと思うんですけど。副座長はいかがですか、なかなか全部は言えないと思うんですけど、目立ったところを。

(中井副座長) いや、町の自立支援の計画ができたときに、目標数値が今回医療的ケアの支援に強化があるというところで、3年の間に一番最後の33年のときにやっと1をつけて、ゼロ、ゼロ、ゼロみたいなのでされてて、何でそれしようとしなくて、必要な人おられるんじゃないのって言って、だからその数字の充てがえみたいな形で効果がなくなってるっていうところに、いますがみたいなので、でも急遽、急遽1を上げて県のほうに出したということは、数字を変更しますと言って出しましたって言って。

(森安障がい福祉課係長) いわゆる多分医ケアとか新しいサービスがゼロ、ゼロ、1みたいなということですか。

(中井副座長) そうです。

(森安障がい福祉課係長) 医ケアとかに関しては、町村によってまちまち、市町村とかでまちまちではあるんですけど、やっぱり計画として見たときに、ニーズ調査を行ってるじゃないですか。そこから、じゃ本当にそれでいいんですかってことは、やっぱり計画を見た人はパブリックコメントをすべき部分もあって、もちろん町の受けとめっていうのもあるんですけど、なので、やっぱりパブリックコメントするときにはそれはついてないとかとなるんですよ、ニーズとして見て。本当にニーズはないのかとかっていうことですか、どうかですよ。

(中井副座長) 該当の方は何人おられるんですかって言ったら、3人だったんですね。3人医療ケアが必要な人が、じゃあこのがあることで、国が示されたことによって、非常に待ってたんじゃないって、今でも欲しいっていうことを、ずっとずっとそれを3年我慢して、その最終的なところに1つ付けるのって、それはいいじゃないって言って。行けるかどうかはわからないけども、最初にもう1つ付けて、外に向かっていこうっていうことをしませんかっていうふうな意見は出しました。そういった、すごく難しいこと、目標数値がこの81ページにもありますね、穴があるところですが、関係機関とその設置、目標30年末を中部も1の中に入っているでしょうか。

(森安障がい福祉課係長) はい。

(中井副座長) その上部には県の自立支援協議会の専門部会を設置して連携を図り支援することを検討するというふうに書いてありますので、これはまさしく先ほどの専門部会での協議の内容でもあるっていうことでは、この目標数値が5割、これを望む人がいるっていうことをやっぱり肝に銘じて進めていかないといけないのかなっていうことも、この訂正とかではないですけど。

(森安障がい福祉課係長) その話で言えば、県がすべきことっていうのは、この協議会の話もそうなんですけど、やっぱり先ほど言われたようにその30年度末っていうのは国が決めてるんですけど、この設定する年度っていうのは、31年度じゃないんですよ、ここだけ。なんですけど、ほかの圏域の取り組みを促していかないといけないというふうに思ってて、それがさっきの横展開のお話になるのかなと思ってるんですけど、やっぱり市町村によっては温度差があって、3人だから数としてはどうかという問題はあるんですけど、ただ、待っている人がいる限り間違いはないので、そこにちゃんと届くように県も直接できることと間接的にできることっていうことを両方からやっていかないといけないと思います。なかなかでもイメージがつかめないっていうのはさっきの話で、どんな協議会でどんな検討をすればいいのかっていうイメージがつきにくい部分はあるので、そういう部分をもうちょっと確認を。

(中井副座長) サービスの見込み量も、ここに数字上げられているんですが、2人だけ、それで足りませんか、皆さん。西部の自立支援協議会、B型の会で、定員に300人分まだあきがありますよってアンケートで調査されて、アンケートで宮倉さん、どこかにも書いてあるの、いっぱいありませんかって、どうされますみたいな、それほどの数字をだっていう比、わかりません。でもまだまだ圧倒的に必要だっていうことで言うと、3年度をずっとずっとふえていますよね。

(森安障がい福祉課係長) 100人分ですよ。それでも200人だとか、300人あきがあるということも100人しか伸びないので、200人は比が違うんですけども。28実績とか、916とか、32年度が1,043なので、100人は伸びるけど、これも1つの課題ではありません。

(宮倉委員) 西部でも話が出てたので、ことし、去年になりますね、もう6月に、あっ、ごめんなさい、7月ですか、調査を西部のほうでしまして、西部に就労Bの事業所が47事業所あって、その定員とそれから実際の利用状況を見ると、300人近いあきがある状況になったということで、非常に定員を満たしていない事業所も多くあるということがわかっております。ただ、事業所も米子市にすごい集中をしております、多いから悪いということではなくて、選択肢が

たくさんあるということでは非常にいいことかなと思っているんですが、ただ必要な、例えば中山間地、農業とかなんかについては不足しているという状況があるので、そういった状況が西部だけの話なのか、あるいは中部、東部もそういう状況があるのではないのかなというようなところも含めて、全県的な課題として捉える必要があるんじゃないかなというふうには思っております、そのあたりについてもまた部会等でも議論にもなるでしょうし、また、実際の総量規制というところにもかかってくるのかなというふうに考えているので、その辺から見ると、今の中井副委員が言われる数値というか目標値だけで見ると、ちょっと確かにずれというか、あるのかなという。

(中井副座長) ずれてるとは思わないけど。ずれてるのか、ずれてないのか、何かそう言われたように、西部という一くくりになってしまえば、西部でも境港から郡部から市までであるので、このばらついて多いところと少ないところっていうのは、この数字には見えないですから。

(光岡座長) もとの形で言えば、この計画の見込み量に対して、今の事業所数や定員数が足りてるのか、足りてないのかということになるので、そこら辺をもちろん見ていかないといけないのかなと思います。では、これ自体に明確な根拠があるかっていうと、やっぱりこれまでの事業実績に沿ったところが大半かなと思います。西部のほうもこの間、西部で米子も先週ですか、協議会があって、修正がかかったものもありましたよね、たしか。

(小澤障がい福祉課長) いろいろ意見いただきました。

(光岡座長) 私が覚えているところでは、医療ケア、医療型のショートステイの見込み量が合ってるのかどうか、ちょっと少ないのではないかという意見とか、それから、計画相談の件数がこれからふえるときに、これまでどおりの伸びでやってることは、ちょっとなじまないじゃないかというような意見も出てました。はい。すみません。ちょっと時間も過ぎておまして、動きはまだまだあると思います。先ほど言いましたように3月の2日までがパブリックコメントでもありますので、皆さんのほうからぜひ障がい福祉課のほうに届けていただければと思います。ということで、その、これらのことは締めたいと思います。

では、その他なんですけど、ちょっと私からさっき言い忘れたことで、専門部会がこれから始まっていきますけど、部会長っていう名前になるかどうかわからないですけど、それぞれの部会のリーダーをお願いしないといけないと思ってますので、部会が動き出したらその中で、そういう役割をまた決めていきたいというふうに考えてますので、その点もよろしくお願いします。きょうはとりあえず議事はこれで終了ということになりますので、事務局お願いします。

(森安障がい福祉課係長) 事務連絡だけ。次回、従来の話や専門部会を順次立ち上げながら、4、5月に立ち上げながらこうしていきますので、本体協議会は、できれば3つの協議会が立ち上がって1回はやった後となるので、早くとも6月ぐらいになるのかなというふうに思ってます。あとですね、ちょっと事務的なことですが、恐らく要綱改正しないといけないんです。というのが、今の自立支援協議会の要綱では、先ほどちらっと言われましたような障害者支援法に関することを扱いますよということが書いてあるんですけど、障害児福祉計画に関することを扱いますよとは書いてないんですよ。法改正が実際に施行になるのは平成30年度の4月なので、それ以降にその障害児福祉計画に関することもこの自立支援協議会で協議しますよということ

明記する必要があるので、要綱改正を4月にさせていただくことになると思います。それは前回みたいにこの協議会でお諮りすることなく、ちょっと進めさせていただくことになると思います。はい。事務連絡的なものは以上で、じゃ、小澤課長から、課長からも。

(小澤障がい福祉課長) はい。皆さん、きょうも貴重な御意見いただきまして、ありがとうございました。また、きょうの状況を踏まえて部会のほうの立ち上げに向けて、事務局としても努めていきたいと思っておりますので、ぜひ気軽に御協議いただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。それから、プランのほう、いろいろとまた御意見いただければと思ひますし、また、今回なかなかこう進めることできなかった車椅子の関係とか、そういうことも部会の中で今後議論して、新たに取り組みにつなげていければと思っておりますので、その点についても引き続きよろしくお願ひします。では、これで終わります。きょうはありがとうございました。